



## ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 新型コロナの影響に係る路線価等の補正なし

国税庁はこのほど、新型コロナウイルスの影響に係る今年1～6月の相続等については路線価等の補正は行わないことを明らかにしました。路線価等は1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格(時価)の80%程度を目途に評価しています。

このため、今年7月1日に公開した令和2年分路線価等では全く新型コロナウイルスの影響が反映されないため、公開時に国土交通省が9月に発表する令和2年都道府県地価調査(7月1日時点)の状況等で広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合には、納税者の申告の便宜を図る方法を幅広く検討するとしていました。

今回、令和2年都道府県地価調査(7月1日時点)の結果では、昨年7月以降1年間の地価について、全国平均では全用途平均が平成29年以来の下落となる0.6%のマイナス、また今年1月以降の半年間(地価公示との共通地点の全国平均の地価変動率は、住宅地は0.4%の下落、商業地は1.4%の下落とされています。

しかし、国税庁では外部専門家に委託して行った調査において、今年6月までの半年間の相続、遺贈または贈与により取得した土地等の路線価等が時価を上回る大幅な地価下落の地域は確認できなかったことから、補正率を定めるなどの措置は執らないこととしました。

ただし、今年7月から12月までの相続等に関しては、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合は、今後の国土交通省が公表する地価ルックレポートや来年3月公表の地価公示の結果など地価動向の状況を踏まえ、改めて補正することがありうることも明らかにしています。